

川根本町工事に係る最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川根本町が発注する工事についての請負契約の締結に当たり、地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の10第1項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により契約を行おうとする場合について、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 本要領は、競争入札を実施する建設工事で、「川根本町工事に係る低入札価格調査制度実施要領」の適用を受けるものを除いたものを対象とする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 特別なものについては、前項の算出方法にかかわらず契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額とする。

3 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。

4 最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格入札書比較価格〇〇円(消費税抜き))」と記載する。

(対象業者への周知)

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、発注機関の長は、入札公告等の際に、「地方自治法施行令第167条の10第2項の適用があること」を明示するものとする。

(開札処理)

第5条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者とししないものとし、当該入札者に対して地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により落札者とししない旨通知するものとする。

(入札経過の整理)

第6条 発注機関の長は、前条の決定を行った場合、「入札結果表」に当該入札をした者を「失格」と決定した旨記載するものとする。

附 則

この要領は、令和8年3月1日から施行する。